令和７年２月吉日

お客さま　各位

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

石巻信用金庫では、払戻請求書による当座預金出金の取扱開始に伴い、当座勘定規定（一般用）を改定いたします。

なお、改定後の当座勘定規定（一般用）は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1.　当座勘定規定（一般用）の改定内容

変更後	変更前
第７条（手形、小切手の支払等） （１）　（略） （２）　（略） （３）　当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 （４）　（略）	**第７条（手形、小切手の支払）** （１）　（略） （２）　（略） （３）　当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （４）　（略）
第 17 条（印鑑照合等） （１）　手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （略）	**第 17 条（印鑑照合等）** （１）　手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （略）

2.　改定日

令和７年４月１日（火）

石巻信用金庫